

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成28年9月20日（平成28年（行情）諮問第590号）

答申日：平成30年3月26日（平成29年度（行情）答申第534号）

事件名：労働安全衛生法に基づく特定共同住宅の建設工事計画届の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした各決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表の5欄に掲げる部分を開示すべきである。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、東京労働局長（以下「処分庁」という。）が、平成28年5月13日付け東労発総開第25-149（1）及び同日付け東労発総開第25-149（2）により行った各一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

##### （1）審査請求書

ア 処分庁の平成28年5月13日付の開示の通知で、建築面積等計画の概要などの情報を法5条2号イに該当するとの判断をしているが、建築面積や配置図などは、建築基準法93条の2の規定により公にされているので、法5条2号イに該当することはない。

同様の判断は、内閣府情報公開・個人情報保護審査会平成18年6月15日平成18年度（行情）答申第127号「特定物件の新築工事に関して事業者から提出された保険関係成立届の一部開示決定に関する件」で示されており、処分庁もよく知っているはずである。

イ 処分庁の平成28年5月13日付の開示の通知で開示された文書はあまりにも黒塗りが多い。不開示情報とされたもの以外の情報が黒塗りにされていないか審査請求人にはわからない。審査庁で精査していただきたい。

ウ 別件審査請求事件の理由であるため記載省略。

## (2) 意見書

ア 厚生労働大臣の理由説明書の別表によると、「新たに開示」とした情報を除き、不開示とした情報の全てが法5条6号に該当するとしている。

「厚生労働省が保有する行政文書の開示請求に対する開示決定等に係る審査基準」は、法5条6号の「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」の解釈として、「本規定は、行政機関の長に広範な裁量権限を与える趣旨ではなく、各規定の要件の該当性を客観的に判断する必要がある、また、事務又は事業がその根拠となる規定又は趣旨に照らし、公益的な開示の必要性等の種々の利益を衡量した上での『適正な遂行』といえるものであることが求められる。『支障』の程度は名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、『おそれ』の程度も単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が要求される。」と規定している。

このように、法5条6号の規定を濫用することは認められず、本件のように不開示とした情報の全てが法5条6号に該当するという判断が適切なものとは考えられない。

イ 理由説明書では、法5条6号柱書き及び同号イ該当性について、「打合せの日時など国の機関が行う事務に関する情報であって、開示することにより、当該事務の性質上、当該行政文書にかかる指導の必要性の有無が明らかになる等、当該事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがある情報及び検査等に関し、違法な行為の発見を困難にする恐れがある情報が記載されて」というと併明している。

しかしながら、打合せの日時は、将来に予定されている打合せならまだしも、過去の打合せの日時を開示しても、処分庁の指導や検査に支障を及ぼすことになるとは到底考えられない。また、指導の必要性がある場合や、違法な行為がある場合に、国は、積極的に指導の必要性がある、もしくは、違法な行為があることを、公にするべきであると考ええる。

さらに、届出者には法律の規定で文書の提出が義務付けられているから、国が開示することで文書の提出がされなくなるわけでもない。

ウ 建築面積等の計画の概要、位置図、配置図、各階平面図等は、建築基準法に基づく台帳記載事項証明や建築計画概要書、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例に基づく建築物環境計画書、東京都中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例に基づく近隣説明会資料が公にされているので、法5条6号に該当すると考えられず、さらに、同条2号ないし3号に該当するとともにないと考える。

(添付資料省略)

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 理由説明書

##### (1) 本件審査請求の経緯

ア 審査請求人である開示請求者（以下、第3においては「請求人」という。）は、平成25年12月27日付け（同日受付）で、東京労働局長（処分庁）に対して、法3条の規定に基づき、「特定マンションについて、特定元請会社A又はBが届け出た、労働安全衛生法88条の規定による建設工事計画届＜平成24年度～平成25年度＞」（本件対象文書）に係る開示請求を行った。

イ これに対して、処分庁は、平成26年3月28日付け東労発総開第25-149号（1）及び同日付け東労発総開第25-149号（2）で、行政文書の部分開示決定（以下「前回処分」という。）を行ったところ、請求人は、理由付記に不備があるとして前回処分の取消しを求め、平成26年4月5日付け（同月7日受付）で審査請求を提起した。

ウ 上記審査請求に対し、諮問庁（厚生労働大臣）は、平成26年7月7日付けで、前回処分における理由付記部分を改めることが妥当である旨の諮問を行ったところ、情報公開・個人情報保護審査会は、平成27年7月30日付けで、前回処分は理由の提示に不備がある違法なものであり、これを取り消すべきである旨の答申を行った。

エ 上記答申を踏まえ、厚生労働大臣は、平成27年9月28日付けで、前回処分を取り消す裁決を行い、処分庁が平成28年5月13日付け東労発総開第25-149号（1）及び同日付け東労発総開第25-149号（2）により改めて部分開示決定（原処分）を行ったところ、請求人はこれを不服として、平成28年6月20日付け（同月21日受付）で再度審査請求を提起したものである。

##### (2) 諮問庁としての考え方

原処分において不開示とした部分については、その一部を新たに開示した上で、その余の部分については、法5条1号、2号イ並びに6号柱書き及びイに基づき原処分を維持して不開示とすることが妥当であると考えらる。

##### (3) 理由

ア 本件対象文書について

本件対象文書は、労働安全衛生法の一部を改正する法律（平成26年法律第82号）の施行前の労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「安衛法」という。）88条4項の規定に基づき、掘削深さが10メートル以上の地山掘削等の作業を行う仕事をするとして、特定会社Aが特定労働基準監督署長に平成25年2月特定日付

け（同日受付）で届け出た建設工事計画届，特定会社 B が同署長に同年 6 月特定日付け（同日受付）で届け出た建設工事計画届（第 2 回目）及び特定会社 B が同署長に同年 9 月特定日付け（同日受付）で届け出た建設工事計画届（第 3 回目）並びに同条 2 項の規定に基づき，足場及び架設通路を設置等するとして，特定会社 B が同署長に同年 9 月特定日付け（同日受付）で届け出た機械等設置届（今回東棟分のみ）及び機械等設置届（今回南棟分のみ）である。

#### イ 計画の届出について

##### （ア）趣旨等

安衛法 88 条は，労働者に危害の発生のおそれがあるような建築物や機械等が事業場に設けられ，又は労働者の安全衛生を害するおそれのある生産方法や工法等が採用されることを事前に防止し，労働者の保護の徹底を期することを目的としている。

建設業等一定の事業の仕事で一定の規模若しくは種類のものを開始しようとするときは，同条 4 項の規定により，その計画を当該仕事の開始の日の 14 日前までに，所要の書面等を添えて労働基準監督署長に届け出なければならない（工事期間が長期にわたるような建設工事であって全体の工事の計画が作成されていないものについては，これを分割し，それぞれの工事が始まる 14 日前までに当該工事についての計画を届け出ることとされている。）。

また，業種及び規模に関わりなく危険若しくは有害な作業を必要とする機械等の設置，移転又は変更をしようとするときは，同条 2 項の規定により，その計画を当該仕事の開始の日の 30 日前までに，所要の書面等を添えて労働基準監督署長に届け出なければならない。

労働基準監督署長は，これらの届出についてチェックを行い，法令に違反する事実があると認めたときは，同条 7 項の規定に基づき，工事差止め等の命令をすることができることとされており，さらに，厚生労働大臣及び都道府県労働局長は，安衛法 89 条又は 89 条の 2 の規定に基づき，高度の技術的検討を要するもの等について審査をすることができるほか，厚生労働省，都道府県労働局及び労働基準監督署に置かれる産業安全専門官は，事業者，労働者その他の関係者に対し，労働者の危険を防止するため必要な事項について指導及び援助を行なうこととされている。

##### （イ）構成

上記のとおり，危険を未然に防止し，労働者の保護の徹底を図るためには，事業者から提出される届出及び添付資料は，必要な事項が正確かつ適切に記載されている必要がある。

このため，安衛法 88 条 4 項の規定に基づく届出の内容について

は、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）91条2項において準用する同条1項において明らかにしており、届出者において同規則様式第21号による届書と以下の書類を作成することを求めている。

- ・ 仕事を行う場所の周囲の状況及び四隣との関係を示す図面
- ・ 建設等をしようとする建設物等の概要を示す図面
- ・ 工事用の機械、設備、建設物等の配置を示す図面
- ・ 工法の概要を示す書面又は図面
- ・ 労働災害を防止するための方法及び設備の概要を示す書面又は図面
- ・ 工程表

また、安衛法88条2項の規定に基づく届出の内容については、安衛則88条2項において準用する同規則86条1項及び別表第7において明らかにしており、届出者において同規則様式第20号による届書と以下の書類を作成することを求めている。

- ・ 架設通路の場合は、平面図、側面図及び断面図
- ・ 足場の場合は、組立図及び配置図

#### ウ 不開示情報該当性について

##### （ア）法5条1号該当性について

別表に記載した情報のうち、対象文書1の②、③及び⑨、対象文書2の③、⑤及び⑧、対象文書3の⑤、⑥及び⑩、対象文書4の①、対象文書5の⑤、⑥及び⑩、対象文書6の④、⑤及び⑦、対象文書7の④、⑤及び⑦並びに対象文書8の①の不開示部分には、本件建設工事に係る氏名や経歴といった個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものが記載されている。これら情報については、法5条1号本文に該当し、かつ同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないため、不開示とすることが妥当である。

##### （イ）法5条2号イ該当性について

別表に記載した情報のうち、対象文書1の①ないし③及び⑤ないし⑨、対象文書2の②ないし⑧及び⑫、対象文書3の②ないし⑩、対象文書4の①及び④、対象文書5の①及び③ないし⑩、対象文書6の①及び③ないし⑦、対象文書7の①及び③ないし⑦並びに対象文書8の①及び③の不開示部分には、本件建設工事に係る建築面積等計画の概要、各階平面図等の設計図、工程表、地質等調査図、山留杭・構台杭打設等計画図、山留構造計算書等に記載のある本件工事の施工方法等が記載されている。これら情報については、通常、

公にされることのない，法人独自の技術やノウハウが含まれていると認められ，これらを公にすることにより，当該法人の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから，同条2号イの不開示情報に該当し，不開示とすることが妥当である。

(ウ) 法5条6号柱書き及び同号イ該当性について

別表に記載した情報のうち，対象文書1の①ないし③及び⑤ないし⑨，対象文書2の②ないし⑧及び⑫，対象文書3の②ないし⑪，対象文書4の①及び④，対象文書5の①及び③ないし⑪，対象文書6の①及び③ないし⑧，対象文書7の①及び③ないし⑧並びに対象文書8の①及び③の不開示部分には，打合せの日時など国の機関が行う事務に関する情報であって，開示することにより，当該事務の性質上，当該行政文書にかかる指導の必要性の有無が明らかになる等，当該事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがある情報及び検査等に関し，違法な行為の発見を困難にする恐れがある情報が記載されており，同条6号柱書き及びイに該当することから，これらの情報が記載されている部分を不開示とした。

エ 新たに開示する部分について

別表に記載した情報のうち，原処分において不開示とした対象文書1の④，対象文書2の①及び⑨ないし⑪，対象文書3の①，対象文書4の②及び③，対象文書5の②，対象文書6の②，対象文書7の②並びに対象文書8の②については，法5条各号に定める不開示情報に該当しないため，新たに開示することとする。

オ 本来不開示とすべき情報について

現場事務所の電話番号及びファックス番号については，本来法5条2号イ並びに6号柱書き及びイに該当するものであるが，対象文書1及び2において既に開示していることから，今回に限って開示することとした。

(4) 請求人の主張に対する反論等

請求人は，審査請求書の中で種々主張するが，本件対象行政文書の不開示情報該当性については，上記ウ(ウ)で述べたとおりであるため，請求人の主張は認められない。

(5) 結論

以上のとおり，本件対象文書については，原処分の一部を変更し，上記ウ(エ)に掲げる部分については新たに開示した上で，その余の部分については，法5条1号，2号イ並びに6号柱書き及びイに基づき，原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

2 補充理由説明書

法19条1項の規定に基づき，平成28年9月20日付け厚生労働省発

基安0920第1号により諮問した平成28年（行情）諮問第590号に係る諮問書理由説明書について、諮問庁としては一部を除き原処分を維持すべきものとして諮問したものであるが、下記のとおり不開示情報該当性について補充して説明する。

記

(1) 理由説明書（上記1）の（3）ウの不開示情報該当性について、以下のとおり、追加して説明する。

(イ) 法5条2号イ該当性について

対象文書1に⑩を追加し、「別表に記載した情報のうち、対象文書1の①ないし③及び⑤ないし⑩，（以下省略）」に修正する。

(ウ) 法5条6号柱書き及び同号イ該当性について

対象文書1に⑩を追加し、「別表に記載した情報のうち、対象文書1の①ないし③及び⑤ないし⑩，（以下省略）」に修正する。

(2) 理由説明書別表について

理由説明書別表について、以下のとおり、追加・修正する。

東労発総開第25-149号（1）による開示対象文書								
対象文書		不開示部分		不開示情報				
文書番号	文書名	頁数	該当箇所		1号	2号イ	6号柱書き	6号イ
1	建設工事計画届	1	①	計画の概要欄の 不開示部分		○	○	○
			②	参画者の氏名欄	○	○	○	○
			③	参画者の経歴の 概要欄	○	○	○	○
			④	主たる事務所の 所在地欄のうち 電話番号	新たに開示			
			⑤	使用予定労働者 数		○	○	○
			⑥	関係請負人の予 定数		○	○	○
			⑦	関係請負人の使 用する労働者の 予定数の合計		○	○	○
			⑧	届出日の下の手 書き部分		○	○	○

			⑨	所長の印影	○	○	○	○
			⑩	工事請負金額		○	○	○
2	添付書類	2	①	工事名の右上の記載部分	新たに開示			
			②	工事名の下に記載部分		○	○	○
			③	①, ②以外の不開示部分	○	○	○	○
		3	④	標題		○	○	○
			⑤	④以外の不開示部分	○	○	○	○
		5	⑥	不開示部分		○	○	○
		6	⑦	不開示部分		○	○	○
		2, 3, 7, 0, 2, 2, 3, 7, 9, 1, 2, 9, 1	⑧	担当者, 設計者の職名, 氏名, 印影, 資格, 建築士の登録番号の不開示部分	○	○	○	○
		2, 7	⑨	「殿」	新たに開示			
		2, 8, 5, 7	⑩	得意先欄の不開示部分(「殿」)	新たに開示			
		2, 9, 1	⑪	電話番号及びファックス番号	新たに開示			
		7, 9, 1	⑫	⑧ないし⑪以外の不開示部分		○	○	○

東労発総開第25-149号(2)による開示対象文書							
対象文書		不開示部分		不開示情報			
文書番号	文書名	頁数	該当箇所	1号	2号イ	6号柱書	6号イ

						き		
4	添付書類	6 , 7 , 1 3 - 2 5 , 2 7 , 2 9 , 3 1 , 4 3 , 5 3 - 5 9	①	担当者, 設計者の職名, 氏名, 印影, <u>資格, 建築士の登録番号</u> の不開示部分	○	○	○	○
		1 1 , 2 9 , 3 1	②	電話番号及びファックス番号	新たに開示			
		5 3 - 5 9	③	得意先欄の不開示部分 (「殿」)	新たに開示			
		2 - 6 4	④	①ないし③以外の不開示部分		○	○	○
8	添付書類	7 2 , 7 3 , 7 9 - 9 1 , 9 3 , 9 4 , 1 9 5 - 2 0 4 , 2 3 3	①	担当者, 設計者の職名, 氏名, 印影, <u>資格, 建築士の登録番号</u> の不開示部分	○	○	○	○
		7 7	②	電話番号及びファックス番号	新たに開示			
		6 8 - 2 6 7	③	①及び②以外の不開示部分		○	○	○

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年9月20日                      諮問の受理
- ② 同日                                        諮問庁から理由説明書を收受

- ③ 同年10月14日 審議
- ④ 同年11月2日 審査請求人から意見書及び資料を收受
- ⑤ 平成29年11月30日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑥ 平成30年2月28日 諮問庁から補充理由説明書を收受
- ⑦ 同年3月22日 審議

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件開示請求について

本件対象文書は、別表の1欄に掲げる1ないし8の文書である。

本件開示請求に対して、処分庁は、平成26年3月28日付けで部分開示決定（前回処分）を行ったところ、審査請求人から、理由付記に不備があるとして前回処分の取消しを求める審査請求が行われたことから、当審査会に諮問が行われ、当審査会は、平成27年度（行情）答申第251号において、前回処分は理由の提示に不備がある違法なものであり、これを取り消すべきである旨の答申を行った。これを受けて諮問庁は、平成27年9月28日付けで前回処分を取り消したことから、処分庁は、平成28年5月13日付けで、本件対象文書の一部を法5条1号、2号イ並びに6号柱書き及びイに該当するとして、不開示とする決定（原処分）を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消しを求めているところ、諮問庁は、原処分において不開示とした部分のうちの一部については、諮問に当たり開示することとするが、その余の部分については、不開示を維持するとしているので、本件対象文書の見分結果を踏まえ、当該部分の不開示情報該当性について、以下、検討する。

### 2 不開示情報該当性について

#### (1) 別表の5欄に掲げる部分について

当該部分は、建築基準法93条の2に基づき特定行政庁である東京都において閲覧可能な建築計画概要書等に記載されている情報であると認められ、これらを公にしても、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、また、労働基準監督機関が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ及び検査等に関し、違法な行為の発見を困難にするおそれがあるとも認められない。

したがって、当該部分は、法5条2号イ並びに6号柱書き及びイのいずれにも該当せず、開示すべきである。

#### (2) その余の不開示部分について

ア 法5条1号該当性について（通番2、通番3、通番9、通番18、通番27、通番28、通番32、通番34、通番42、通番43、通番47、通番52、通番53、通番55、通番60、通番61、通番63及び通番65）

通番2、通番9、通番18、通番27、通番32、通番34、通番

4 2, 通番 4 7, 通番 5 2, 通番 5 5, 通番 6 0, 通番 6 3 及び通番 6 5 は担当者, 設計者等の氏名, 職名, 印影及び資格並びに建築士の登録番号であり, 通番 3, 通番 2 8, 通番 4 3, 通番 5 3 及び通番 6 1 は参画者の経歴であり, 法 5 条 1 号本文前段に規定する個人に関する情報であって, 特定の個人を識別することができるものに該当し, 同号ただし書イないしハに該当する事情は認められない。

当該部分のうち, 担当者, 設計者等の氏名, 職名, 印影及び建築士の登録番号については, 個人識別部分であることから, 法 6 条 2 項による部分開示の余地はない。その余の部分は, 担当者, 設計者等の資格及び参画者の経歴であって, 一般的に他人に知られたいくない情報であり, かつ, 同僚等の関係者にとって, 当該個人を特定する手掛かりとなり得るものであることから, 個人の権利利益を害するおそれがないとは認められず, 部分開示できない。

したがって, 当該部分は, 法 5 条 1 号に該当し, 同条 2 号イ並びに 6 号柱書き及びイについて判断するまでもなく, 不開示とすることが妥当である。

イ 法 5 条 2 号イ該当性について (通番 1, 通番 5 ないし通番 7, 通番 1 0, 通番 1 2 ないし通番 1 7, 通番 2 2, 通番 2 5, 通番 2 9 ないし通番 3 1, 通番 3 7, 通番 4 0, 通番 4 4 ないし通番 4 6, 通番 4 9, 通番 5 1, 通番 5 4, 通番 5 7, 通番 5 9, 通番 6 2 及び通番 6 7)

(ア) 通番 1, 通番 5 ないし通番 7, 通番 1 0, 通番 1 2, 通番 1 4, 通番 1 6, 通番 1 7, 通番 2 2, 通番 2 5, 通番 2 9 ないし通番 3 1, 通番 3 7, 通番 4 0, 通番 4 4 ないし通番 4 6, 通番 4 9, 通番 5 1, 通番 5 4, 通番 5 7, 通番 5 9, 通番 6 2 及び通番 6 7 は, 特定マンションの建築工事に当たって, 特定会社 A 及び特定会社 B から届出された建設工事計画届, 機械等設置届及び添付書面であり, 当該文書は, 特定法人独自の技術やノウハウに基づいて作成・届出されたものであると認められ, これらを公にすると, 当該法人の権利, 競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと認められる。

したがって, 当該部分は, 法 5 条 2 号イに該当し, 同条 6 号柱書き及びイについて判断するまでもなく, 不開示とすることが妥当である。

(イ) 通番 1 3 及び通番 1 5 は, 建設工事計画届の添付書面であり, 上記 (ア) と同様の理由により, 法 5 条 2 号イに該当し, 同条 1 号並びに 6 号柱書き及びイについて判断するまでもなく, 不開示とすることが妥当である。

ウ 法5条6号柱書き該当性について（通番8，通番24，通番33，通番38，通番48，通番56及び通番64）

（ア）通番33，通番48，通番56及び通番64は，労働基準監督署の建設工事計画届に対する対応が記載されており，これを公にすると，労働基準監督機関の対応方針等が明らかとなり，労働基準監督機関の行う事務の性質上，当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって，当該部分は，法5条6号柱書きに該当し，同号イについて判断するまでもなく，不開示とすることが妥当である。

（イ）通番8，通番24及び通番38は，労働基準監督署の建設工事計画届に対する対応が記載されており，上記（ア）と同様の理由により，法5条6号柱書きに該当し，同条2号イ及び6号イについて判断するまでもなく，不開示とすることが妥当である。

### 3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は，その他種々主張するが，いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

### 4 本件各一部開示決定の妥当性について

以上のことから，本件対象文書につき，その一部を法5条1号，2号イ並びに6号柱書き及びイに該当するとして不開示とした各決定については，諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分のうち，別表の5欄に掲げる部分を除く部分は，同条1号，2号イ及び6号柱書きに該当すると認められるので，同号イについて判断するまでもなく，不開示とすることが妥当であるが，別表の5欄に掲げる部分は，同条2号イ並びに6号柱書き及びイのいずれにも該当せず，開示すべきであると判断した。

（第3部会）

委員 岡島敦子，委員 葭葉裕子，委員 渡井理佳子

## 別紙

- 1 特定マンション（特定住所）について、当該工事の元請：特定会社 A 又は特定会社 B が届け出た，労働安全衛生法第 88 条の規定による建設工事計画届。（平成 24 年度）
- 2 特定マンション（特定住所）について、当該工事の元請：特定会社 A 又は特定会社 B が届け出た，労働安全衛生法第 88 条の規定による建設工事計画届。（平成 25 年度）

## 別表

東労発総開第25-149号(1)による開示対象文書											
1 対象文書名及び頁			2 通番	3 不開示部分		4 不開示情報 (法5条該当号)				5 開示すべき部分	
番号	文書名	頁		該当頁	該当箇所	1号	2号イ	6号柱書き	6号イ		
1	建設工事計画届	1	1	1	①	計画の概要欄の不開示部分		○	○	○	「建築面積」欄，「延床面積」欄及び「最高高さ」欄右から1文字目ないし7文字目
			2		②	参画者の氏名欄	○	○	○	○	
			3		③	参画者の経歴の概要欄	○	○	○	○	
			4		④	主たる事務所の所在地欄のうち電話番号	新たに開示				
			5		⑤	使用予定労働者数		○	○	○	
			6		⑥	関係請負人の予定数		○	○	○	
			7		⑦	関係請負人の使用		○	○	○	

					する労働者の予定数の合計					
			8		⑧ 届出日の下の手書き部分		○	○	○	
			9		⑨ 所長の印影	○	○	○	○	
			10		⑩ 工事請負金額		○	○	○	
2	添付書類	2-291	11	2	① 工事名の右上の記載部分	新たに開示				
			12		② 工事名の下の記載部分		○	○	○	
			13		③ ①, ②以外の不開示部分	○	○	○	○	
			14	3	④ 標題		○	○	○	
			15		⑤ ④以外の不開示部分	○	○	○	○	
			16	5	⑥ 不開示部分		○	○	○	「敷地面積」欄, 「建築面積」欄, 「延べ床面積」欄 及び「高さ」欄の 「最高高さ」欄右 から2文字目ないし7文字目

			17	6	⑦	不開示部分		○	○	○	
			18	2, 3, 7-2, 0, 2, 2, 2, 3, 2, 7-5, 7, 5, 9-6, 1, 2, 91	⑧	担当者, 設計者の職名, 氏名, 印影, 資格, 建築士の登録番号の不開示部分	○	○	○	○	
			19	27	⑨	「殿」	新たに開示				
			20	28-57	⑩	得意先欄の不開示部分（「殿」）	新たに開示				
			21	291	⑪	電話番号及びファックス番号	新たに開示				
			22	7-2, 91	⑫	⑧ないし⑪以外の不開示部分		○	○	○	7頁「建物概要」欄の「敷地面積」欄, 「建築面積」欄及び「延べ面積」欄並びに「構造建築」欄の「高さ」欄の「最高部

											高」欄右から1文字目ないし5文字目
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	-------------------

※ 対象文書に頁番号は付番されていないが、文書番号1ないし文書番号2の1枚目ないし291枚目に1頁ないし291頁と付番したものを「頁」として記載している。

※ 諮問庁の補充理由説明書の内容も反映済み。

東労発総開第25-149号(2)による開示対象文書											
1 対象文書名及び頁			2 通番	3 不開示部分		4 不開示情報(法5条該当号)				5 開示すべき部分	
文書番号	文書名	頁		該当頁	該当箇所	1号	2号イ	6号柱書き	6号イ		
3	建設工事計画届(第2回目)	1	23	1	①	標題の不開示部分	新たに開示				
			24		②	標題右方の手書き部分		○	○	○	
			25		③	工事請負金額		○	○	○	
			26		④	建築面積		○	○	○	全て
			27		⑤	参画者の氏名欄	○	○	○	○	
			28		⑥	参画者の経歴の概要欄	○	○	○	○	
			29		⑦	使用予定労働者数		○	○	○	
			30		⑧	関係請負人の予定数		○	○	○	
			31		⑨	関係請負		○	○	○	

					人の使用する労働者の予定数の合計					
			3 2		⑩ 作業所長の印影	○	○	○	○	
			3 3		⑪ ①ないし⑩以外の不開示部分			○	○	
4	添付書類	2 - 6 4	3 4	6, 7, 1 3 - 2 5, 2 7, 2 9, 3 1, 4 3, 5 3 - 5 9	① 担当者, 設計者の職名, 氏名, 印影, 資格, 建築士の登録番号の不開示部分	○	○	○	○	
			3 5	1 1, 2 9, 3 1	② 電話番号及びファックス番号	新たに開示				
			3 6	5 3 - 5 9	③ 得意先欄の不開示部分 (「殿」)	新たに開示				
			3 7	2 - 6 4	④ ①ないし③以外の不開示部分		○	○	○	9 頁「敷地面積」欄, 「建築面積」欄, 「延床面積」欄及び「最高高

											さ」欄右から2文字目ないし7文字目 13頁「建物概要」欄の「敷地面積」欄、「建築面積」欄及び「延べ面積」欄並びに「構造建築」欄の「高さ」欄の「最高部高」欄右から1文字目ないし5文字目
5	建設工事計画届（第3回目）	65	38	65	①	標題右方の手書き部分		○	○	○	
			39		②	仕事を行う場所の地名番地欄のうち電話番号	新たに開示				
			40		③	工事請負金額		○	○	○	
			41		④	建築面積		○	○	○	全て
			42		⑤	参画者の氏名欄	○	○	○	○	

			4 3		⑥ 参画者の経歴の概要欄	○	○	○	○	
			4 4		⑦ 使用予定労働者数		○	○	○	
			4 5		⑧ 関係請負人の予定数		○	○	○	
			4 6		⑨ 関係請負人の使用する労働者の予定数の合計		○	○	○	
			4 7		⑩ 作業所長の印影	○	○	○	○	
			4 8		⑪ ①ないし⑩以外の不開示部分			○	○	
6	機械等設置届 (今回東棟分のみ)	6 6	4 9	6 6	① 常時使用する労働者欄		○	○	○	
			5 0		② 現場事務所の所在地欄のうち電話番号	新たに開示				
			5 1		③ 計画の概要欄の不開示部分		○	○	○	「延べ床面積」欄
			5 2		④ 参画者氏名欄	○	○	○	○	
			5 3		⑤ 参画者の経歴の概要欄	○	○	○	○	
			5 4		⑥ 電気利用設備の定		○	○	○	

						格容量					
			5 5		⑦	作業所長の印影	○	○	○	○	
			5 6		⑧	①ないし⑦以外の不開示部分			○	○	
7	機械等設置届(今回南棟分のみ)	6 7	5 7	6 7	①	常時使用する労働者欄		○	○	○	
			5 8		②	現場事務所の所在地欄のうち電話番号	新たに開示				
			5 9		③	計画の概要欄の不開示部分		○	○	○	「延べ床面積」欄
			6 0		④	参画者氏名欄	○	○	○	○	
			6 1		⑤	参画者の経歴の概要欄	○	○	○	○	
			6 2		⑥	電気利用設備の定格容量		○	○	○	
			6 3		⑦	作業所長の印影	○	○	○	○	
			6 4		⑧	①ないし⑦以外の不開示部分			○	○	
8	添付書類	6 8 - 2 6 7	6 5	7 2, 7 3, 7 9 - 9 1, 9 3,	①	担当者, 設計者の職名, 氏名, 印影, 資	○	○	○	○	

			9 4, 1 9 5 - 2 0 4, 2 3 3		格, 建築 士の登録 番号の不 開示部分						
			6 6	7 7	②	電話番号 及びファ ックス番 号	新たに開示				
			6 7	6 8 - 2 6 7	③	①及び② 以外の不 開示部分		○	○	○	7 5 頁 「敷地面 積」欄, 「建築面 積」欄, 「延床面 積」欄及 び「最高 高さ」欄 右から2 文字目な いし7文 字目 7 9 頁 「建物概 要」欄の 「敷地面 積」欄, 「建築面 積」欄及 び「延べ 面積」欄 並びに 「構造建 築」欄の 「高さ」 欄の「最 高部高」

													欄右から 1文字目 ないし5 文字目
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	-----------------------------

- ※ 対象文書に頁番号は付番されていないが，文書番号3ないし文書番号8の1枚目ないし267枚目に1頁ないし267頁と付番したものを「頁」として記載している。
- ※ 諮問庁の補充理由説明書の内容も反映済み。